

○自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第6号)の解釈について(通達)

昭和53年6月5日
海幕総第2262号

改正 昭和63年3月2日 海幕総第982号〔第1次改正〕

平成元年3月24日 海幕総務第1352号〔第2次改正〕

平成5年3月22日 海幕総務第1374号〔第3次改正〕

平成12年3月3日 海幕総務第1059号〔海上自衛隊旗章規則の解釈及び運用方針等の一部変更について(通達)3項による改正〕

平成13年7月30日 海幕総務第4485号〔第4次改正〕

平成14年3月4日 海幕総務第1155号〔第5次改正〕

平成20年3月25日 海幕総第2206号〔第6次改正〕

平成21年3月31日 海幕総第2588号〔第7次改正〕

平成21年9月9日 海幕総第7028号〔第8次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第6号)の解釈について(通達)

標記について、下記のとおり定める。

記

1 水上艦艇き章関係

- (1) 別表第1(第2条関係)の水上艦艇き章の項中「海上幕僚長の定める者」とは、次号の表着用き章区分の欄中水上艦艇き章(いぶし銀色)を着用できる者をいう。
- (2) 別表第2(第3条関係)の水上艦艇き章の項中「海上幕僚長が定める者」及び「これと同等の技能を有すると海上幕僚長が認める海上自衛官」とは、それぞれ次に該当する者をいう。

項目	該当者	着用き章区分	備考
海上幕僚長が定める者	船舶の配員基準に関する訓令(昭和60年防衛庁訓令第2号。以下「訓令」という。)第2条に規定する運航1級若しくは運航2級又は機関1級若しくは機関2級の資格を有し、かつ、幹部自衛官(准尉を含む。)としての自衛艦(潜水艦(練習潜水艦を含む。))を除く。以下同じ。)の乗艦経歴が4年を超える者	水上艦艇き章(金色)	「自衛艦の乗艦経歴」とは、護衛艦隊司令部(平成20年3月26日以前の経歴のみとする。)、練習艦隊司令部、護衛隊群司令部、掃海隊群司令部、護衛隊、掃海隊、輸送隊、海上補給隊、海上訓練支援隊、練習隊、ミサイル艇隊及び自衛艦の「職」又は「部隊」に補職又は配置指定された期間(臨時乗組を命ぜられた期間を含む。)をいう。
	訓令第2条に規定する運航又は機関の資格を有し、かつ、自衛艦の乗艦経歴が4年を超える者。ただし、水上艦艇き章(金色)を着用できる者を除く。	水上艦艇き章(いぶし銀色)	
これと同等の技能を有すると海上幕僚長が認める海上自衛官	自衛艦の乗艦経歴が10年を超える者。ただし、水上艦艇き章(金色)を着用できる者を除く。	水上艦艇き章(いぶし銀色)	

2 潜水員き章関係

(1) 別表第2(第3条関係)の潜水員き章の項中「海上幕僚長が定めるもの」とは、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達(昭和42年海上自衛隊達第31号)別表第2(その1)(第4条関係)の第4項及び第8項に定める次の課程をいう。

- ア 幹部又は海曹士特修科潜水課程
- イ 幹部又は海曹士特修科深海潜水課程
- ウ 幹部又は海曹士特修科水中処分課程

3 体力き章関係

(1) 別表第1(第2条関係)の体力き章の項中「海上幕僚長の定める者」とは、海上自衛隊における体育実施基準について(通達)(海幕教1第1947号。49.4.23。以下この項において「通達」という。)別冊第7項第2号に規定された、運動能力1級(男性40歳以上及び女性30歳以上の者については、運動能力測定Iにおいて、男性35歳～39歳及び女性25歳～29歳の1級)及び水泳能力1級の両方の基準を満たす者をいう。

(2) 別表第2（第3条関係）の体力き章の項中「海上幕僚長が定める基準」とは、通達別冊第7項第2号に規定された、運動能力1級（男性40歳以上及び女性30歳以上の者については、運動能力測定Iにおいて、男性35歳～39歳及び女性25歳～29歳の1級）及び水泳能力1級をいう。